平成２４年（フ）第１２８７２号
東京都練馬区南田中４―15―２―202、開始決定時の住所東京都杉並区成田東４―１―３
破産者　安島　潤子
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１２２号
横浜市旭区川井宿町23番地８
破産者　株式会社ティ・エイチ・アイ
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８７号
金沢市高畠１丁目322番地２
破産者　ワタキハイテック株式会社
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地１
破産者　株式会社四国エコーパーク研修センター
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第２３８６号
福岡市博多区博多駅南１丁目９番８号
破産者　株式会社アイフル
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５８１号
愛知県豊田市小坂本町１丁目15番地８　シティーハイツＡＴ1104号
破産者　瀧川　友惠
1　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
2　一般調査期日　平成25年９月26日午前11時40分
平成25年７月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１４号
広島市安佐南区八木９丁目30番９―103号
破産者　三好　政一
1　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
2　一般調査期日　平成25年９月11日午後２時30分
平成25年７月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１８号
広島市安佐北区安佐町大字久地1200番地15
破産者　有限会社三好産業
1　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
2　一般調査期日　平成25年９月11日午後２時30分
平成25年７月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４８号
広島市東区東蟹屋町16番30号
破産者　三原　耕一
1　破産債権の届出期間　平成25年８月15日まで
2　一般調査期日　平成25年９月27日午後２時30分
平成25年７月16日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８８７号
奈良県橿原市西池尻町38番地の51
破産者　田井中晴明
1　破産債権の届出期間　平成25年８月16日まで
2　一般調査期日　平成25年９月24日午後３時
平成25年７月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８１８号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目６番31号
破産者　有限会社ジェイ・シー・エスシステム
1　破産債権の届出期間　平成25年８月31日まで
2　一般調査期日　平成25年９月12日午後３時30分
平成25年７月11日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２号
高知市介良乙3026番地１　奥田アパート101号
破産者　上甫木弘吉
1　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
2　一般調査期日　平成25年10月15日午後１時30分
平成25年７月16日　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６９号
高知市新本町２丁目19―14　英ハイツ202号室、住民票上の住所高知市長浜5085番地
破産者　浜田　伸夫
1　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
2　一般調査期日　平成25年10月22日午前10時
平成25年７月16日　高知地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第８５号
石川県羽咋市島出町上２番地35　島出定住促進住宅１号棟304号、従前の住所石川県七尾市三引町15部38番地１
破産者　河村　和人（旧姓上田）
異議申述期間　平成25年９月13日まで
平成25年７月16日　金沢地方裁判所七尾支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０１号
和歌山県海南市七山711番地の１
清算株式会社　貴志川不動産株式会社
代表清算人　坂上　　勲
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１号
北海道室蘭市東町３丁目10番21号
清算株式会社　株式会社志賀綜合食料品店
代表清算人　濱野　喜孝
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所室蘭支部

平成２４年（ヒ）第１０１号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町27番６号
清算株式会社　株式会社南陽商事
代表清算人　淺井　　茂
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
兵庫県尼崎市次屋４丁目４番20号
再生債務者　神崎工機株式会社
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月22日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年10月３日から平成25年10月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

同 意 再 生

平成２５年（再）第２号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目35番50号
再生債務者　橋本　四良
1　主文　本件について同意再生の決定をする。
2　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
3　再生計画案　別紙のとおり
再生計画案
第１　再生債権に関する条項
１　一般条項
⑴　権利の変更
ア　開始決定日以降の利息・遅延損害金については全額の免除を受ける。
イ　元本及び再生手続開始決定日の前日までの利息・遅延損害金（以下、「元本等再生債権」という。）は、後記⑵の弁済終了時に、元本等再生債権から後記⑵記載の弁済額を控除した残額について、全額の免除を受ける。